

第3回 阿賀野川圏域流域協議会 議事録

平成28年8月30日（火）14:00～16:00

阿賀町みかわ会館 2階多目的ホール

【出席者】

○委員

細山田会長、紙谷委員、神田委員、塩野委員、片岡委員、後藤委員、村里委員、松田委員、星委員、松原委員、波田委員、伊藤委員、齋藤委員、熊倉委員、波田野委員、佐藤（土岐委員の代理）

【議事録】 以下、敬称略

1. 開会

事務局：定刻となりましたので、ただいまより第3回阿賀野川圏域河川整備計画流域協議会を開催致します。皆様方には大変お忙しいところお集まり頂きまして、誠にありがとうございます。私は、津川地区振興事務所土木整備課課長の稲岡と申します。会長に議事をお願いするまでの間、私の方で進行させて頂きますので、よろしくお願い致します。まず初めに、報道の方から写真撮影の許可の申し出がありました。許可してよろしいでしょうか。（各委員「異議なし」の声あり。）よろしいということですので、写真撮影の方お願い致します。まず、配付資料の確認をお願い致します。お手元には本日の議事次第及び委員名簿、座席図の他に資料—1から5までございます。資料—1「前回協議会までの意見」について、資料—2「阿賀野川圏域河川整備計画（原案）【河川の整備の実施に関する事項】」、資料—3「阿賀野川圏域河川整備計画（原案）【情報の共有と流域との連携】」、資料—4「今後のスケジュールについて」、資料—5「阿賀野川水系阿賀野川圏域河川整備計画原案」、以上となりますが、不足等はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。本日の会議につきましては、約2時間、午後4時頃を目処として進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。それでは、本協議会の開催に当たり、津川地区振興事務所所長の関秀明よりご挨拶を申し上げます。

2. 津川地区振興事務所長挨拶

所長：今日は台風10号が接近する大雨の中ご出席頂きまして、誠にありがとうございます。ただいま紹介に預かりました津川地区振興事務所の所長をしております関と申します。よろしくお願い致します。今回、第3回の阿賀野川圏域河川整備計画流域協議会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。この阿賀野川の流域協議会につきましては、2年程前、平成26年7月14日に第1回の協議会を、その後2週間経った7月29日に第2回の協議会、あと現場調査もその時にして頂き

まして、その年の内に第3回を開催致したかったわけですが、色々なご意見を頂いた中で調整等もございまして、2年が経ってしまったということです。ようやくこの計画に対して方向性が定まり、今回第3回を台風の合間を縫って開催することになりました。この流域協議会は、阿賀野川における新潟県管理区間、下流の方は新井郷川で、平成15年に作成しておりますし、あと上流側、只見川圏域につきましては、福島県と新潟県と群馬県の連名で平成22年に一回作成し、平成27年の4月に改定されたということで、今、阿賀野川水系で残っているのはこの阿賀野川圏域となっております。この阿賀野川につきましては、平成23年の7月の新潟・福島豪雨で甚大なる被害を受けまして、このエリアですと床上、床下浸水が約200戸以上における甚大な被害が生じます。県ではそれを受けて、下流側では復緊事業、上流については助成事業という2つの事業を入れて、取り組んでまいりまして、復緊事業につきましては今年の3月に完了しまして、あと助成事業について、上流側の白崎と川口周辺が最後残っているところで、鋭意工事を進めている段階です。また、これから議論して頂く河川整備計画の原案では、災害復旧等に着手した所はありますが、上流については未着手の所が相当数残っておりますので、その辺も整備対象区間に取り組みたいと思っておりますし、また、支川の常浪川につきましては平成24年に常浪川ダムを中止しているところです。中止に当たり、代替の河川の整備をすることになっておりますので、それも計画の策定をするというところです。こうしたことから、今日は皆様方からのご意見等を頂いて、速やかに次の段階へ、住民説明会を経て、最終的には整備計画をつくっていききたいということで、よろしく願いいたします。これで、簡単ですが、挨拶とさせていただきます。

3. 委員紹介

事務局：続きまして、次第3の委員紹介でございますが、時間の都合上、申し訳ありませんが、配付しております「阿賀野川圏域流域協議会委員名簿」を皆様にご確認頂くことで紹介に代えさせていただきますと思います。なお、本日は協議会委員全20名のうち4名の方が都合により欠席されています。名簿順に申し上げますと、地域代表の五泉市佐取町内会長の石井茂委員、同じく地域代表の加茂市七谷地区区長会長の鶴巻忠継委員、地方行政の五泉市副市長の五十嵐明委員、同じく加茂市副市長の吉田淳二委員です。また、地方行政の阿賀野市産業建設部長の土岐昇委員がご都合により出席できないため、代理として阿賀野市産業建設部建設課長の佐藤恵介様に出席頂いております。以上となりますが、阿賀野川圏域流域協議会設置要綱において、本協議会は半数以上の出席をもって成立するとあり、これをもって本日の協議会が成立することをお知らせいたします。それでは、これより議事に移りたいと思います。議事の進行につきましては細山田会長にお願い致したいと思っております。それでは、会長、よろしく願い致します。

4. 議事

(1) 前回協議会までの意見について

会長：それでは、引き続き議事を進めます。 議事の(1)前回協議会までの意見について、事務局より説明をお願い致します。

事務局：それでは、資料―1を確認下さい。私、津川地区振興事務所土木整備課の寺尾といたします。よろしくお願ひ致します。それではまず、資料―1「前回協議会までの意見について」を説明致します。まず、第1回阿賀野川圏域流域協議会は、先程もお話がありましたが、約2年前の平成26年の7月14日に開催をしております。その際の主な議題は、(3)の流域と河川の概要、(4)の河川整備の目標に関する事項についてでした。 次の第2回阿賀野川圏域流域協議会は、第1回協議会と同じ7月の29日に開催しております。その際は、現地調査ととりまとめ会議を行っております。

それでは、4ページの前回協議会までの主な意見について説明を致します。これは、第1回及び第2回協議会における主な意見を項目別に整理したもので、詳細については各項目の括弧に示したページで説明を致します。まず、1番の整備対象河川についてですが、まず①藤戸川の背水対策として「本川からの逆流による浸水被害に対し、国や県はどのような対策を考えているのか」との質問でした。次の②柴倉川の背水対策ですが、「常浪川本川の水位上昇の影響により、避難勧告等が度々発令されており、対策を検討してほしい」との意見でした。2治水について、①整備目標と整備内容について「整備目標の河川の氾濫被害の軽減やダム中止に伴う常浪川の整備内容について」の質問でした。②の「既往最大洪水に対する余裕高の確保のため、河道掘削により水位を低下させてはどうか」とのご意見でした。③では「阿賀野川本川に対する支川の合流樋門閉門時の内水対策について」のご意見でした。

次は、5ページの3環境についてです。①圏域における動植物等の現状把握として、「環境資源に関する情報をもっと追加すべき」とか、「当圏域と下流域との自然特性の違いを明確にしたほうがよい」とのご意見がありました。②では、河川整備計画と自然環境との関係として、「県の環境部局や森林部局との関係について」のご質問でした。③では、堤内地の杉林の防災機能について「計画に記載しておくべきや実際に杉林がどの程度の土砂の流入を抑制したのかを調べてほしい」との意見がありました。④では、「阿賀野川咲花地区の植生について、検討内容について具体的に説明してほしい」とのことでした。最後の4、文化財については、「渡し船の遺構を極力残してもらいたい」とのご意見でした。

それでは、先程説明致しました前回協議会までの主な意見について、個別に説明をしていきます。まずは、資料の6ページになります。1番の①になりますが、藤戸川の浸水状況についてになります。平成23年7月の洪水では、このページの図や写真で示すように、阿賀野市草水地区において床下浸水8戸の被害がありました。

7ページに移ります。そこで、当面の対策として、県は平成25年度に背後地盤が低い136メートル区間の護岸の嵩上げを実施しております。しかし、この対策では被災水位に対して十分な

護岸高にはなっておりません。状況は、この写真に示すような堤防の嵩上げとなっております。

8ページです。ここでは、国が今年の5月に決定した阿賀野川水系河川整備計画について記載しておりまして、ここでは阿賀野川本川において図の黄色で示しているような範囲、横断面図及び平面図において黄色で着色している範囲がありますが、この掘削を計画しており、この掘削による本川の水位低下を見込んでいるということでございます。この本川の水位が低下すれば、支川である藤戸川からの水も排水しやすくなるところでございます。

9ページに移ります。ここまでに県における護岸の嵩上げと国の河川整備計画に記載されている河道掘削について説明しましたが、これらを組み合わせても平成23年7月洪水の被災水位に対して十分な対策とはなっておりません。そこで、阿賀野川本川と支川の藤戸川との合流点付近について、国の整備計画にも記載されているとおり、県は現在進めております国と連携した調査、検討を今後も進めていくところでございます。

次は、10ページの1の②、柴倉川の背水対策になります。これは、柴倉川の出水時に常浪川本川の水位の影響を受けているとのご意見についてになります。これにつきましては、常浪川の既往最大となった平成16年7月洪水において、柴倉川合流点付近のピーク水位は、図の右側に断面図がありますが、この図における真ん中付近より下のほうに水色の線が示しております。水色の平らな直線で示しておりますが、このような高さにおいて洪水痕跡約76mが確認されております。これから、洪水の水位は標高76mまで水位が上がったのであろうと推測しております。これに対し、同じく右の図の真ん中付近に書いてありますが、九島頭首工といったものがあります。この九島頭首工の落差が、この図にもありますが、約2.5mの落差があることによって、常浪川の水位上昇の影響は九島頭首工より上流には及ばないことが確認されております。また、九島頭首工より少し上流側に栗瀬川橋がございますが、栗瀬川橋上流のコンクリート擁壁による堤防高についてご説明しますと、茶色の線で栗瀬川橋より右側のほうに一度下がってまた上がるような線が引いておりますが、このような形にコンクリート擁壁による堤防があるわけなのですが、ここで最も低い所においても標高が79.3mであり、先程説明しました水色の平らな線である常浪川のピーク水位、76mに対して3m以上の余裕があるということになっております。

次は、11ページに移ります。先程と同じ柴倉川の背水対策になりますが、ここでは水位が高くなり、避難勧告等が度々発令されているので、対策をしてほしいとの意見についてになります。合川地区の特殊堤防から越水した実績はないのですが、平成23年7月洪水では柴倉川の増水により、天端から約40cm下がりまで水位が上昇したと住民の方からお聞きしております。しかし、以前に測量した断面図で流下能力を確認したところ、現況河道で計画流量を流下することが可能だということが確認できております。このため、今回検討しております河川整備計画において柴倉川は整備対象にはならないのですが、維持管理の一環として、現在特殊堤の補強及び嵩上げを計画しているとともに、今後河床堆積物による現況流下能力の不足等が見られた場

合は河床掘削を行うなど、今後も地域の方々に安心して頂けるような対策を進めていきます。

次に、12ページの2の①、整備目標と整備内容についてです。前回協議会では、目標流量が1/20や1/30と2つあり、住民にとってわかりづらいとか、河川の氾濫被害の軽減とはどのような意味かなどの意見がありました。そこで、これから説明する内容は前回までの説明とは異なってくるのですが、整備目標と河道計画について国と協議を重ね、整備目標規模を1/30に統一しました。これにより、阿賀野川については左側の図に示すように、1/30規模となる戦後最大の平成23年7月洪水を堤防満杯で流下させる計画としました。また、常浪川については右の図に示すように、常浪川ダム中止の際に代替案として検討した1/30規模となる洪水を、余裕高を確保して流下させる計画としました。ただし、阿賀野川は余裕高を確保していない上、阿賀野川、常浪川とも、整備目標とする洪水に対し、人家の浸水被害は防ぐのですが、洪水を完全に河道内で流下させるのではなく、農地等の浸水被害は許容する計画としていることから、目標の1/30に対し氾濫被害の軽減を図るとの説明となっております。

次の13ページの2の②河道掘削による水位低下の検討について説明をします。阿賀野川本川では以下の理由により、河道掘削による水位低下は困難と考え、築堤による整備を基本としております。まず、(1)両岸山つきの溪谷部を流下し、限られた平地に集落が分布する地形特性がある。(2)岩盤が露出する、掘削が困難な地質条件である。(3)河床掘削では水位低下効果に対して掘削量が膨大となる等によります。

次は、14ページの2の③内水対策についてです。平成23年7月洪水の浸水被害は、阿賀野川からの越水が主な原因でした。そのため、本計画では同規模の洪水に対し、本川からの外水の浸入を防ぐことを最優先とします。なお、内水による浸水被害の恐れのある地区については、関係機関で排水ポンプ車設置時間を短縮するための必要な情報を事前に共有していきます。

次は、15ページの3の①圏域における動植物等の現状把握です。これは、以前の協議会で「環境資源に関する情報をもっと追加すべき」や「当圏域と下流域との自然特性の違いを明確にした方がよい」との意見があり、ここに示す9名の有識者から情報を提供して頂きました。

次の16ページでは、有識者からのヒアリング結果などをもとに、圏域内の自然環境の状況を整理しております。整理した内容ですが、阿賀野川は山岳地帯に囲まれ蛇行しており、溪相の険しい支川を合流し、またダムによる湖沼があるなど、多様な環境が見られると。そして、上流域のブナ林は多様な生物の生息生育空間となっている。水辺の急峻な断崖などは、希少猛禽類が生息する良好な地域となっている。植物については、新潟県で分布の限られる種が特異的に見られる。底生動物種が比較的多く見られる。両生類、爬虫類は豊富で、新潟県に生息する殆どの種が見られる等となっております。そして、17ページの注目すべき主な植物としては、このページの写真でも示しておりますが、レンプクソウやサッポロスゲなどが見られております。

次の18ページにあります注目すべき主な魚類としては、また写真にもありますが、ウケクチウグイやアカザなど、ここの写真に見られるようなものが見られております。

そして、19ページの注目すべき主な哺乳類、両生類としては、カモシカ、カワネズミなどの哺乳類、カジカガエル、トウホクサンショウウオなどの両生類が見られております。

20ページの注目すべき主な鳥類としては、オシドリ、クマタカ、アオバズクなどが見られております。

また、21ページの注目すべき主な陸上昆虫類、水生昆虫類、貝類としては、ヒメシジミなどの陸上昆虫、コオイムシ等の水生昆虫、マツカサガイなどの貝類が見られております。

22ページには、有識者ヒアリングをもとに、河川整備に当たっての環境配慮事項を整理しました。まず、整備全般については、湿地などの多様な種が集まる水辺の保全、営巣地付近における騒音、振動の低減、土砂の流出防止、段階施工による注目種の避難時間の確保などになります。工事時期については、工事騒音などは重要な鳥類の繁殖期を回避する。掘削等は魚類の産卵期を回避する。工事実施においては、動物の餌となるごみの適切な処理、ねぐらとなる仮設現場事務所などの速やかな撤去などが留意事項になっております。

23ページは、3の②、河川整備計画と自然環境との関係になります。これは、流域一体の河川管理を考える上で県の環境部局や森林部局がどのように関係してくるのかとの意見について確認をしたものです。まず、環境部局に関するものとして、新潟県水環境保全基本方針において、豊かな自然に恵まれた水環境を保全し、創出することを基本理念として記載されており、河川整備計画では、これと整合を図りながら、河川環境の整備と保全を行っていきます。

次に、24ページですが、ここでは治山部局との関連として、地域森林計画について確認をしたものです。特に森林の整備、保全による効果として、森林には水源涵養機能による洪水時の河川への流出量の抑制や渇水が緩和されるなどの効果があり、このような機能を有する森林は圏域内の森林の約5割あります。また、河川への急激な土砂流出が抑制し、安定した河床を形成することに寄与する山地災害防止機能を有する森林は圏域内の森林の約1割に当たる、そのようなことが記載されております。このようなものを踏まえ、河川整備に当たっては流域が一体となった総合的な治水を行うためにも、部局間の情報共有や意見交換に努めていきます。

25ページは、3の③、堤内地の杉林の防災機能になります。まず、上の写真では、昭和22年から平成23年までの吉津地区における杉林の植林状況を示したものです。そして、下段の図は、堤内地の杉林により、越水時に洪水流が減勢され、破堤を防ぐとともに、土砂や流木の一部を引きとめた事例をイメージとして示した絵となっております。

そして、次の26ページに移ります。ここでは、先程示しました吉津地区における杉林内の概算土砂堆積量を算出したものです。いわゆる杉林によって土砂がどのくらい止めることができたのかということですが、ここでは約8万3千 m^3 の土砂を堆積したと計算されております。この調査結果を踏まえ、河川整備計画には杉林による氾濫流による被害の軽減効果を記載することとしております。

次の27ページは、3の④、阿賀野川咲花地区の植生についてです。当地区では、新しく創出さ

れるものとして、図ではまず右側に黄色で示しておりますが、特殊堤区間における植栽、また図では赤い丸で囲っておりますが、土堤区間の植栽帯や桜堤及び堤防のり面に植栽する樹種及び維持管理などについて、専門家を講師に招いて学習会を開催し、今後の維持管理を踏まえ、適切な樹種を選定しております。

次の28ページは、具体的な阿賀野川咲花地区の植生を示したものとなっております。まず、土堤区間になりますが、この図における奥側になりますが、まず下流側は桜堤とし、ヤエザクラとヤマボウシを交互に植栽をすることにしております。また、図の手前側になります上流側は植栽帯とし、カツラなどの高木やコマユミなどの低木を植栽することにしております。

この資料の最後のページとなります29ページです。ここでは、上流側の特殊堤についての説明となっておりますが、この特殊堤の植栽樹にはハツユキカズラを植栽することとしています。

次が最後となります30ページとなります。ここでは、渡し船の遺構の保存として、橋梁の架設により、現在ではその役割を終えておりますが、資料などから阿賀野川には船渡し場が確認できております。河川整備を行う際は、この地域の風物ともいえる渡し船の遺構に配慮しながら進めていくことと致します。以上で資料—1についての事務局からの説明を終わりと致します。

会長：ありがとうございました。前回協議会までの意見について事務局から説明がありましたが、何かご質問ありますでしょうか。

委員：次第に手元にある資料—5が載っていないのですが、資料—5に対する何か説明とか意見を聞く場面があるのでしょうか。

事務局：資料—5につきましては、資料が非常に多いので、直接資料—5を使って説明をするという予定はないのですが、例えば今見て頂きました資料—1におきましても、何ページかめくって頂くこととなりますが、例えば12ページに整備目標と整備内容といった項目がございます。この資料を見て頂きますと、この内容は本文にも関係する内容ですので、この資料の右上、タイトルの右隅のほうに本文（原案）P28とありますように、ここで説明している内容は、河川整備計画原案における28ページと内容がリンクしておりますということを説明しております。逆に言いますと、こういった本文、原案におけるページ数が記載されていないものは、その内容を直接本文には記載されていないということになりますが、今回必要なために説明をしているところでございます。これ以降、資料—3、資料—4の中で、説明をする内容については殆どがこの原案と対比するページが書かれておまして、これから説明します資料—2、資料—3につきましては、本文、原案、資料—5を使っての説明ではないのですが、内容的には資料—5の内容について説明をしているということでご理解を頂きたいと思っております。

委員：概略というのですか、今までの意見を踏まえて、それを原案にある程度反映させているという理解でよろしいのですよね。資料—5の個別の話がないのでお願いがあるのですが、全体の計画の中で気になる場所があったのですが、このページでいうと22から23ページになるのですが、記述の問題で、いい、悪いの話じゃないと思うのですが、私水産、内水面県漁連

の専務なのですが、水産のほう、内水面水産の漁業のほうでいろいろ携わっておりますが、その22ページの下のほうに魚介類ということで、魚介類の生息状況がずっと書いてあるんですけども、この中で、内水面漁業の中で非常にウエイトの高いアユとサケがないのがどうしてかな。それが特に記述を入れても入れなくても一緒だというならあれですけども、何か抜けているのが非常に気になるので、やっぱり支障がなければ入れていただきたいなということがございます。それから、29ページで環境の関係、2の5、河川環境の整備と保全に関する事項ということで、この中に前段の部分で環境管理基本計画とか水環境保全基本方針とか書いてあるんですけども、私ども、この第2回目の議論が、協議会があった後なのでんですけども、平成26年10月に「内水面漁業の振興に関する法律」というのができていて、その中にも環境に配慮しなさいというのがある、後段の言いぶりは特に変わらないと思うんですけども、その辺も是非整備を図る上で整合を図って頂きたいと思います。それから、もうちょっと前になるんですけども、平成18年に、これは国土交通省のほうで「多自然川づくり指針」というのがありまして、これも趣旨はここにあるとおり環境に配慮ということで、後段の部分はないんですけども、もっとここに関係する法とか指針とかを、今言った「内水面漁業の振興に関する法律」とか、それから「多自然川づくり指針」、そういうものも連携というか、整合を図りながらやっていくということも記述して頂きたいと思います。同じような記述なのでんですけども、最後の方の、75ページのところにも河川環境の整備と保全、連携ということで、同じように水環境保全指針とか森林計画書とかあるのですが、ここにも今言った2つの指針と法律といいますか、入れていただければ、もう少し根拠になるものが広く連携していただけるとありがたいなと思って、この2点お願いしたい。いろいろ議論して、また蒸し返すような話ですが、よろしくお願ひしたいと思います。

会長：事務局としてはご対応頂けるということで。あと、他機関との連携で、そういうところで齟齬がありますと、綱引きになってしまいますので、その部分に関しては整合性がとれるようなものにして頂きたいと思います。また、具体的な種の名前が抜け落ちているようなものがあったとする場合は、各ご専門の方からどんどんご意見を頂きたいと思っております。他にご意見ございませんでしょうか。

私の方から1つだけご質問させて頂きたいのですが、杉林の中に土砂が堆積したという具体的な数値が出てまいりましたけども、これはどれくらいの期間でこれだけたまったというふうに理解したらよろしいですか。いつがスタートで、いつがエンドで、その間にこれだけたまりました、というのはどうなるのでしょうか。

事務局：この調査を行ったのが平成23年の7月の水害の直後の調査ですので、明らかにその時の堆積物と見ております。

会長：大きな出水があった時にこれだけ。資料の中に書いていなかったもので、できればそういうことを入れて頂ければと思います。他にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、ないようですので、次の議事に進みたいと思います。議事の2、阿賀野川圏域河川整備計画（原

案)の河川整備の実施に関する事項について、事務局よりご説明をお願い致します。よろしくお願ひします。

(2) 阿賀野川圏域河川整備計画(原案)

【河川の整備の実施に関する事項】

事務局：それでは、続きまして資料—2、阿賀野川圏域河川整備計画(原案)における河川の整備の実施に関する事項について説明を致します。まず、先程原案についてのご質問があったので、この場でまた改めてご説明致しますが、資料—5となっております原案の構成がこの2ページに書いてある構成となっております。1番が流域と河川の概要、2番が河川の整備の目標に関する事項でございまして、この2つの章については第1回協議会の際にご説明をさせて頂いております。そして、ただいまご説明しますのが3番の河川の整備の実施に関する事項で、これを資料—2でご説明します。

それでは、3の1、河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要について説明を致します。5ページの2の①、阿賀野川、常浪川の整備目標と整備内容についてです。これにつきましては、今の確認をさせて頂きますと、資料—5の本文における原案のページでいいますと、右上に書いてございますが、35ページと65ページにこれに該当する内容が書いてあるということでご確認を頂ければと思います。まず、阿賀野川についてになりますが、戦後最大規模となる平成23年7月洪水、年超過確率1/30になりますが、これに対し河川の氾濫被害の軽減を図るため、上流の福島県境から常浪川合流点までは $9,300\text{m}^3/\text{s}$ 、常浪川の合流後からは馬下の阿賀野川頭首工までを $1万300\text{m}^3/\text{s}$ になりますが、これを堤防内で流下させる計画としております。常浪川につきましては、常浪川ダム中止の際に代替案として検討した年超過確率1/30の規模の洪水に対して河川の氾濫被害の軽減を図るため、上流部では $1,220\text{m}^3/\text{s}$ で、広谷川の合流後は $1,530\text{m}^3/\text{s}$ 、そして柴倉川の合流後は $2,050\text{m}^3/\text{s}$ 、東小出川合流後は $2,230\text{m}^3/\text{s}$ を住家の存在する区間において堤防内で安全に流下させる計画としております。

次の6ページになりますが、3の1、河川工事の目的、種類及び施工の場所等の概要を示したものとなっております。この阿賀野川圏域の整備内容は、この表に書いておるとおりでございますが、平成23年7月の新潟・福島豪雨による河川災害復旧事業実施箇所と、整備計画目標水位以下の範囲に守るべき住家が存在する31地区をこの河川整備計画では整備を実施する地区としております。

7ページに移りますと、先程申しました全体の箇所のうち、阿賀野川における整備箇所を図に示したのとなっております。この位置図に示しております約50kmの整備区間において、河川災害復旧事業を実施しております9地区と河川整備計画目標水位以下の範囲に守るべき人家が存在する18地区の合計27地区を整備箇所としております。

次の8ページは、常浪川の整備箇所を示したものとなっております。常浪川におきましては、整備計画流量が現況流下能力を上回り、その氾濫域に人家がある、平堀、九島、栃堀、広瀬の4地区を整備箇所としております。次に、3の2、個別河川の整備に関する事項についてご説明をします。これから説明します箇所の順番につきましては、阿賀野川と常浪川について、それぞれ下流から上流の地区へ順に説明をさせていただきます。

まずは、10ページの①—1、佐取地区についてです。ただ、この地区につきましては既に河川災害復旧等関連緊急事業で実施している箇所となりますので、詳細な説明は省かせて頂きます。

次の11ページは、①—2、石間地区になります。この地区も先程と同じく河川災害復旧等関連緊急事業で実施している箇所となりますので、詳細な説明は省かせて頂きます。

次の12ページは、①—3、釣浜地区についてです。この地区は、災害復旧事業では事業を行っている箇所ではなく、整備計画目標水位以下に存在する人家があり、それを守るため、約0.9kmについて、輪中堤等による整備を行うものとして示しております。しかし、ここに書いております輪中堤による案は決定した手法ではなく、今後の整備に当たっては地域の合意形成を図りながら、様々な手法と組み合わせを検討して進めていく予定でおります。また、治水上の効果が早期に発揮できるよう施設計画をするとともに、動植物の良好な生息、生育、繁殖環境の保全が確保できるよう配慮して進めていきます。

次の13ページは、①—4、石戸地区になります。この地区も災害復旧等関連緊急事業で実施している箇所となりますので、詳細な説明を省かせて頂きます。

次の14ページは、①—5、取上地区についてです。この地区も河川災害復旧等関連緊急事業で実施している箇所となりますので、詳細な説明を省かせて頂きます。

次の15ページは、①—6、吉津地区についてです。この地区は、災害復旧助成事業で実施している箇所となりますので、やはり詳細な説明は省かせて頂きます。

次の16ページは、①—7、岩谷地区についてです。この地区も河川災害復旧事業等関連緊急事業で実施している箇所となりますので、詳細な説明を省かせて頂きます。

次の17ページは、①—8、岡沢地区についてです。この地区も河川災害復旧助成事業で実施している箇所となりますので、詳細な説明を省かせて頂きます。

次の18ページは、①—9、川口地区についてです。この地区も同じく河川災害復旧助成事業で実施している箇所となりますので、詳細な説明を省かせて頂きます。

次の19ページは、①—10、白崎地区についてとなります。この地区も災害復旧助成事業で実施している箇所となりますので、詳細な説明は省かせて頂きます。

次の20ページは、①—11、大牧地区についてになります。この地区から上流の地区では、平成23年7月の新潟・福島豪雨に対する災害復旧事業による整備を行っていないため、今後は整備目標水位以下に守るべき人家が存在する箇所について、輪中堤などによる整備を行うこととして示しております。しかし、輪中堤による整備手法は決定したのではなく、今後の整備に当た

っては地域の合意形成を図りながら、様々な手法との組み合わせを検討して進めていきます。また、治水上の効果が早期に発揮できるように施設計画をするとともに、動植物の良好な生息、生育、繁殖環境の保全が確保できるように配慮していきます。なお、ここで示しております大牧地区においては、約0.4kmの輪中堤などによる整備を示したものとなっております。

次の21ページは、①—12、京ノ瀬地区についてです。この地区の整備方針は、先程の大牧地区で説明したとおりですが、この地区では約1.5kmについて、輪中堤などによる整備として示しております。

次の22ページは、①—13、角島地区についてです。この地区の整備方針も先程の下流の地区で説明したとおりとなりますが、この地区では約1.5kmの輪中堤などによる整備を示したものとなっております。

次の23ページは、①—14、西地区についてになります。この地区の整備方針も先程の下流の地区で説明したとおりとなりますが、この地区では約0.6kmについて、輪中堤などによる整備として案を示したものとなっております。

次の24ページは、①—15、麒麟橋地区についてです。この地区の整備方針も同じく、先程の下流地区で説明したとおりとなっておりますが、この地区では約0.5kmについて、輪中堤などによる整備を示したものとなっております。

次の25ページは、①—16、津川地区についてです。この地区の整備方針は、先程の下流の地区で説明したとおりとなっておりますが、この地区では約0.8kmについて、輪中堤などによる整備として示したものとなっております。

次の26ページは、①—17、姥堂川地区についてになります。この地区では、平成23年7月洪水で阿賀野川本川の水位上昇の影響により浸水被害が発生した地区となっております。そのため、阿賀野川本川の整備計画目標水位による影響を受ける約0.5kmについて、輪中堤等による整備を示したものとなっております。なお、今後の整備に当たっては地域の合意形成を図りながら、治水効果の早期発揮や環境の保全にも配慮し、様々な手法との組み合わせを検討して進めていきます。

次の27ページは、①—18、麒麟山温泉地区についてになります。この地区の整備方針は、下流の大牧地区でも示したとおりですが、この地区では約0.3kmについて、輪中堤等による整備を示したものとなっております。

次の28ページは、①—19、鹿瀬地区についてになります。この地区の整備方針も先程の下流地区で説明したとおりとなっておりますが、この地区では約0.4kmについて、輪中堤等による整備を示したものとなっております。

次の29ページは、①—20、深戸地区についてです。この地区の整備方針も同じく、先程の下流地区で説明したとおりとなっておりますが、この地区では約1kmについて、輪中堤などによる整備を示したものとなっております。

次の30ページは、①—21、丈山地区についてです。この地区の整備方針も同じく、先程の下流地区で説明したとおりとなっておりますが、この地区では約0.2 kmについて、輪中堤等による整備として示したものとなっております。

次の31ページは、①—22、中岩沢地区についてになります。この地区の整備方針も同じく、先程の下流の地区で説明したとおりとなっておりますが、この地区では約0.2 kmについて、輪中堤等による整備を示したものとなっております。

次の32ページは、①—23、夏渡戸地区についてになります。この地区の整備方針も同じく、先程の下流地区で説明したとおりとなっておりますが、この地区では約0.4 kmについて、輪中堤等による整備を示したものとなっております。

次の33ページは、①—24、当麻地区についてです。この地区の整備方針も同じく、先程の下流地区で説明したとおりとなっておりますが、この地区では約0.7 kmについて、輪中堤等による整備を示したものとなっております。

次の34ページは、①—25、実川島地区についてです。この地区の整備方針も同じく、先程下流地区で説明したとおりですが、この地区では約0.4 kmについて、輪中堤等による整備を示したものとなっております。

次の35ページは、①—26、離石地区についてです。この地区の整備方針も先程の下流地区と同じく、先程説明したとおりとなっておりますが、この地区では約0.1 kmについて、輪中堤等による整備を示したものとなっております。

次の36ページは、①—27、徳根地区についてです。この地区の整備方針もやはり同じく、先程の下流地区で説明したとおりとなっておりますが、この地区では約0.1 kmについて、輪中堤等による整備を示したものとなっております。

次の37ページからは、常浪川についてになります。まず、②—1、平堀地区ですが、この地区の整備対象区間は約2.6 kmとしております。そして、下流部は阿賀野川本川の水位上昇の影響を受けるため、阿賀野川本川と同じ堤防形状で整備をします。そして、阿賀野川本川の水位上昇の影響を受けない上流部につきましては、常浪川における整備計画目標流量を安全に流すために、計画堤防形状に合わせた築堤を行います。また、一部の流下能力が不足する区間では、堆積した土砂の掘削を行っていきます。なお、施工に当たっては治水上の効果が早期に発揮できるよう計画するとともに、動植物の良好な生息、生育、繁殖環境の保全が確保できるように配慮していきます。

次の38ページは、②—2、九島地区についてです。この地区の整備対象区間は約1.3 kmで、整備計画目標流量を安全に流すために、計画堤防形状に合わせた築堤を行います。また、施工に当たっては治水効果の早期発揮や環境の保全にも配慮していきます。

次の39ページは、②—3、栃堀地区についてです。この地区の整備対象区間は約1.4 kmで、整備計画目標流量を安全に流すために、計画堤防形状に合わせた築堤を行うとともに、漏水に

対する堤防補強を行います。また、施工に当たっては治水効果の早期発現や環境の保全にも配慮していきます。

次の40ページは、②—4、広瀬地区についてです。この地区の整備対象区間は約0.7kmで、整備計画目標流量を安全に流すために、特殊堤防の補強と堆積した土砂の掘削、道路端部の嵩上げを行います。また、施工に当たっては治水効果の早期発揮や環境の保全にも配慮していきます。

次に、3の3、河川の維持の目的、種類及び施行の場所について説明をします。42ページになりますが、河川の維持については、河川の特長や整備の段階を考慮し、洪水による災害発生の防止または軽減、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全などの観点から総合的に判断し、洪水時や渇水時だけでなく、年間を通じて河川の有する機能が十分に発揮できることを目的とします。定期的な維持管理としましては、河川パトロールなどを実施して、河川管理施設の巡視、点検を行うとともに、異状箇所の早期補修に努めます。河道内に堆積土砂につきましては、圏域内の河川において洪水の流下が阻害されないよう、安全に洪水を流下させるよう適切な管理を行っていきます。

43ページに移ります。洪水の流下の阻害や河川管理施設に悪影響を及ぼす恐れのある草木については、地域住民や関係団体等の協力を得ながら除草、伐採に努めます。なお、これらの維持管理に当たっては、自然環境に極力配慮し、景観や動植物の生息、生育、繁殖環境の保全に努めます。雨量観測所や水位観測所については、適切な維持管理を行うとともに、これらの施設から得られた情報を用いて、河川管理の効率化に努めます。河川環境の保全のため、関係団体の協力を得ながら適切な管理に努めます。

次に、3の4、河川における減災・危機管理対策について説明をします。45ページです。この資料の最後となりますが、河川における減災対策として、計画規模を超える洪水や整備途上においても施設の運用や的確な水防活動など、ハードとソフトの組み合わせにより、できる限り被害の軽減が図られるよう努めます。氾濫が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する危機管理型ハード対策について調査、検討を行い、できる限り被害の軽減が図られるように努めます。危機管理対策として、河川管理施設の安全性確保に向け、必要となる調査、検討を行い、必要に応じて対策を実施していきます。内水による浸水被害の恐れのある地区においては、国、県、市町で排水ポンプ車設置時間を短縮するために必要な情報を事前に共有していきます。以上で資料—2に関する事務局からの説明を終わりとします。

会長：ありがとうございました。河川整備の実施に関する事項について事務局から説明がございましたが、何かご質問がございますでしょうか。

委員：〇〇でございます。先程ページの29と32で深戸地区と夏渡戸地区についてのご説明がございました。その中で、5年前の阿賀野川の大洪水の際に夏渡戸と深戸間が冠水しまして、交通遮断し、救急車も来られないという時間がございました。今も、459(号線)の工事のために迂回路に

使用しております。それも、今日は幸いにして、台風の話もございましたけども、雨も少なく、風も少なく、非常に助かっておりますが、早急にこの工事についてはお願いをしておきたいと思っております。と申しますのは、島に、小島になってしまいますので、高い所もないという土地でございますので、是非これは早急に住民が安全、安心に暮らせる社会をつくるためにもお願いしておきます。以上でございます。

会長：ありがとうございました。非常に個別具体的な指摘もございまして、事務局の方としてはどのような対応になりますでしょうか。

事務局：ただいまのご発言で、以前の水害のときに道路が湛水して、救急車も通れなくなったと、いうこともあるので、工事をできるだけ早くやってほしいという趣旨と受け取りました。実は今回計画しております整備の内容は、洪水が来た時に水位が上がって、水位が上がったことによって住家、人家が浸水する所については輪中堤のようなものをつくって、水が来ないようにするのですが、この計画で守るべきものとして道路は入っておりませんので、やはり大きな洪水が来た時は道路が使えなくなる場所が出てくる恐れがあるということでございます。今回の計画は、とにかく人が住んでおられる居住地をしっかりと守ろうという計画となっているということをご説明したいと思ったところです。

会長：よろしいでしょうか。恐らく住民説明会がこの後も予定されておりますので、そういうところでもご説明が県からあるのではないかと思います。その場でもお話し頂けることだと思っております。他にご意見はございませんでしょうか。とりあえず無いようですので、次の議事に進みたいと思っております。それでは、引き続き議事を進めます。議事の情報共有と流域との連携について、事務局よりご説明頂きます。お願い致します。

【情報の共有と流域との連携】

事務局：それでは、阿賀野川圏域河川整備計画（原案）における情報の共有と流域との連携についてご説明をします。資料は、資料—3となります。この資料—3では、4番の情報の共有と流域との連携という項目についてご説明をします。

それでは、4の1、災害の防止・軽減に関する連携についてご説明をします。5ページの災害の防止、被害軽減を図るために地元自治体など関係機関との連携についてになりますが、まずハード対策に加えて、水田の貯留効果や森林の保水能力を維持できるよう、地元自治体など関係機関との連携を図っていきます。また、河川防災に関する様々なシステムを用いて、災害発生の防止、被害軽減を図るため、地元自治体など関係機関との連携を図っていきます。

6ページの地元自治体との協力、支援についてになりますが、まず的確な水防活動が実施されるよう協力、支援を行っていきます。県は、このページの左側にある図のような洪水浸水想定区域図を作成していくことで、市町村が作成していきます。右側の図になりますが、避難場所など必要な情報を追加した洪水ハザードマップの作成を支援していくこととなります。また、水

質事故が発生した場合、関連する情報を関係市町村や住民に周知するように努めていきます。

次に、7ページでは、最近の話題になりますが、水防災意識社会再構築ビジョンについてご説明をします。これは、平成27年9月の関東・東北豪雨災害における鬼怒川での水害の主な特徴についてになりますが、長期間にわたる浸水、氾濫流による家屋の倒壊、流失、多数の孤立者の発生、市外への避難の必要性、十分な水防活動ができなかったなどの点を踏まえ、洪水による氾濫が発生することを前提として、社会全体でこれに備えるための水防災意識社会を再構築することを対策の基本としたものとなっております。

次の8ページでは、現在の取り組み状況を示しております。まず、(1)の国の取り組み状況ですが、減災を目的としたハード、ソフト対策を推進するため、国、県、市町村を基本的な構成員とした協議会を設置しており、現在は阿賀野川をモデル河川として取り組みを進めております。(2)の新潟県の取り組みについてですが、まず1級河川につきましては国が実施する協議会などにおいて国と合同で取り組んでいきます。2級河川については、県が協議会を設置することとなりますが、今後は地域の実情に応じて進めていく予定であります。

9ページは、新たな浸水想定区域図についてです。これは、住民の水害リスクに関する知識を向上させるため、これまで河川の計画規模の降雨で作成していた浸水想定区域図について、想定最大規模の降雨に対する洪水浸水想定区域図として新たに策定するとともに、家屋倒壊の危険のある区域や浸水継続時間などを示すことで、住民へのリスク情報を周知するといったことを目的としたものとなっております。

次に、4の2、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持並びに河川環境等の整備と保全に関する連携について説明をします。11ページになりますが、河川の適正な利用に関する連携として、渇水時の適切な管理を関係機関と協力して実施するとともに、水利用実態の把握、流況データの蓄積を行っていきます。また、河川環境などの整備保全に関する連携としては、地域住民や学識経験者、関係団体、関係部局などとの情報共有や意見交換に努めていきます。

次に、4の3、まちづくりと連携した河川整備に関する事項について説明をします。次は、本資料の最後となる13ページです。河川整備とまちづくりを連携させる取り組みとして、市民参加ワークショップや検討会を開催し、様々な方から意見を収集、検討します。また、今後の河川整備では、地域の都市計画や渡し船の遺構などに配慮し、合意形成を図りながら進めていきます。資料—3の説明は以上となります。

会長：情報の共有と流域との連携について事務局からご説明がございましたが、何かご質問ございませんでしょうか。私の方からも質問させていただきたいのですが、鬼怒川の話とかもいろいろ引用されているわけなのですが、今回こういう整備計画をつくるということは、非常に土地の特性に依存したものになってくるはずだと思うのですが、ここのように山がすぐ背後に迫っているところというものの特性みたいなものは何かあるのでしょうか。例えば避難所みたいなものをどのように設定するのとか、全く平地の、平べったい平地の中での話をそのまま持つ

てこれられないような感じがするのですが、その辺について何かございますでしょうか。

事務局：避難場所等に関しては、直接的にはこういった県が提示する浸水想定区域図とか、そういったものを使って市町村において避難場所を設定するものとなります。ただ、その際に、お話のありましたような、例えば県が、県の河川部局から浸水想定区域図が出てきたので、それを見て、じゃ浸水被害を受けない所に避難所を開設した場合に、それが実は土砂災害の恐れのある箇所ということもありますので、実は既に今例えば阿賀町でつくられているハザードマップもあるのですけれど、その中には洪水の浸水深の他に土砂災害の被害を受ける恐れのあるエリアもあわせて示したようなハザードマップも既に住民には配布されております。避難場所とかを決める、自治体においては、複合災害もある程度考えた上で、災害が同時に起こる場合、別々に起こる場合も考慮しながら検討していかないと実際はなかなか難しいのかなと思うところなのですが、材料となるいわゆる浸水のエリア、土砂災害のエリアといったものをまず県が提供して、それを県と市町村が協力して、住民が避難しやすいようなマップをつくっていく、そういった流れになるのかなと思っております。

会長：ありがとうございます。そういうことは、この中には書かれるということになっていくのですか。余り触れられないということになるのですか。

事務局：直接的には今回の計画が河川の計画といったことでありますので、土砂災害については触れてはおりません。ただ、この計画の中にも今6ページの中で、県は浸水想定区域図を示していくとあるように、まず河川の部局は河川の中でこういったことをやっていく。そして、土砂災害を行っている県の部局ではそういったものをどんどん市町村に出していく。市町村においては、それらを複合的に見ていただけるように、また県からは話をしながら、市町村には、より住民が安全に避難できるようなものをつくっていくのかなと思っております。

会長：わかりました。ありがとうございます。他にご意見ございませんでしょうか。よろしいですか。ありがとうございました。他にないようでしたら、次の議事に進みたいと思います。議事3で、今後の予定について、事務局よりご説明をお願い致します。

(3) 今後の予定について、その他

事務局：それでは、資料の最後となりますが、資料—4を使いまして、今後の予定について説明致します。まず、2ページにありますように、本日までに第1回、第2回、第3回の3回の協議会を開催させて頂いております。そして、この協議会の中で色々のご意見を頂いたわけなのですが、今後の予定と致しましては、ここにありますように、9月の下旬から10月の中旬にかけて、住民説明会を開催する予定でございます。住民説明会につきましては、阿賀町においては三川、津川、上川、鹿瀬の計4回、そして阿賀野市で1回、五泉市で1回の合計で6回の開催を予定しております。その際は、今回の協議会において直接説明はしてはおりませんが、資料—5の内容について住民にお示ししていきたいと考えております。そのために、本協議会において、この資料

—5、十分に説明し尽くしたわけではないのですが、基本的にこの資料—5の内容につきまして、住民説明会において示していいよということのご承諾を頂きたいと思っております。また、資料—5につきましては、細かい説明は行っていないために、これからまた委員の皆様が家に持ち帰って、またこれはおかしいのではないかとか、いろいろなご意見も出てくるかと思っております。そういった意見につきましては、第4回の協議会の際にまた発言して頂いても結構ですし、もっと早く言ったほうがいいのではないかと考えて頂いた場合などにつきましては、また事務局のほうに電話でも結構ですので、いつでも結構ですので、ご連絡をとっていただければ、その都度事務局のほうで、少しでもいい整備計画になるように、修正等を行っていきたいと思っておりますので、またご協力を頂ければと思っております。そして、最終回となる第4回流域協議会なのですが、概ね11月の上旬を予定しております。また細かい日程調整等につきましては、改めて委員の皆様にご都合のいい時間等を聞きながら調整させて頂くこととなりますが、この際は今まで検討して頂きました河川整備計画の原案、ここに、住民説明会を6回行った中で住民の方からご意見のあった内容なんかも踏まえて、修正すべきところを修正したものを第4回、次回の協議会でお示ししますので、それについてまた皆様からご意見を頂きまして、整備計画案をつくり上げていきたいと思っております。そして、皆様で、これで整備計画の案がいいであろうというふうな話になった暁には、この河川整備計画の案を地方公共団体の長に対して意見照会を行いまして、意見等がなく通った場合は、北陸地方整備局に認可の申請をするということで今後進めていきたいと思っております。以上となります。

会長：ありがとうございます。今後の予定について事務局からご説明がございましたが、何かご質問ございますでしょうか。あるいは、その他、今日の会議全体を通じまして、委員の皆様から何かご意見ございますでしょうか。どうぞ。

委員：〇〇でございます。今日はありがとうございます。1つ意見になりますが、整備の内容ということで整備目標規模を、1/20、1/30あるということで、紛らわしいので統一したと、1/30で統一されたというところで、また安全が高まったのかなと判断しておりますけれども、福島県境から阿賀野川頭首工ですか、馬下の、あそこまでは県の管理ということで、その先の下流、ここは国の管理で、1/40と整備目標が出されております。同じ川ですから、あそこで県の管理、国の管理ということで、1/30、1/40という区別がちょっと理解し難い。そして、1/30で現在県のほうから頑張って統一して頂いて、復緊事業、助成事業を兼ねることになるわけですが、そういう意味でも築堤の天端高が、23年の洪水のところなのですね、水位も。1/40であればもうちょっと期待した対応がとって頂けるのではないかなと拝察しましたが、今後そういう見直しがされるのかどうか、お聞きしたいのですが。

会長：整備計画の非常に根本の部分の取り組みなのですが、1/30を1/40という、選択をどのようににされていて、それがまた1/40ということはあり得るかどうかというご質問だと思いますが、事務局の方いかがでしょうか。

事務局：それについて、まず新潟県における河川整備計画の目標の考え方について少しご説明をしたいと思います。新潟県は、このような河川整備計画をつくるに当たって、基本的にしっかりと河川整備計画でつくった目標を、例えば今回の河川整備計画であれば、概ね30年以内に整備をちゃんとしていこうという思いのもとにつくっているわけなのですが、その目標と致しまして、新潟県においてはまだ整備が不十分な河川が多数ございます。そういった中におきまして、全てを何でもレベルを上げるというのはできないので、一つの指針として、流域面積が200 km²を超える河川については1/30の目標で整備を行っていこうと。そして、流域面積が200 km²未満の河川については1/10、10年に1回の洪水に対する安全を図るという規模で整備をしていこうと進めているところです。そういった中におきまして、阿賀野川及び常浪川につきましては200 km²以上ございますので、県の他の河川と同じような考えの中で、1/30という目標で進めているところでございます。そして、もう一つ、余裕高がないという話も今あったわけなのですが、余裕高につきましては、例えば下流の方では阿賀野川の流量が1万m³/sを超える流量となっておりまして、ここに余裕高をつくろうとすると、2mの余裕高が必要となります。今この2mの余裕高をつくろうとすると、堤防が2m上がることによって、堤防の必要面積等も非常に増えて、谷合いの整備区間において保全すべき人家、家屋の大規模な移転を伴うような整備になってしまったり、下流の咲花温泉のほうでは温泉からの眺望が非常になくなってしまって困るとか、2mずつ全部高くしたときに整備がきちんと30年でできるかというような様々な問題を含めまして、新潟県としてしっかりとやっていく整備としては、とりあえず余裕高はとれないけれど、まず1/30で整備をしていこうと。今後いろんな気象状況とか社会状況等ある中で、必要があれば、そのときは30年の目標にかかわらず、30年以内であっても、整備計画を見直して、また新たな整備を推進していくということになりますので、またそのときに考えていかなければいけないのかなということをございまして、とりあえず今回の河川整備計画におきましては1/30、阿賀野川本川につきましては余裕高はありませんが、1/30という目標で進めていきたいと考えているところでございます。

会長：という答弁でございます。いかがでしょうか。1/30ですけども、急いで、スピード感を持って整備して頂くのが大事じゃないかなと思っております。他にご意見ございませんでしょうか。どうぞ。

委員：〇〇ですが、うちのほうは山があるんですが、丘陵の上に雨が降るとすぐ水が出るという条件なのですが、実は今から60年前、私も小学校4年生だったのですが、栃堀という集落でもって堤防が決壊して、それで8名の方が亡くなるという事故があったのですが、実はその大もとになったのは、対岸の山が崖崩れになって、河川を塞いだためということなのです。今森林の手入れが行き届かないために藤のつるが絡まって、雪が降ると、その重みで河川の近くにある崖崩れが起きたりということがあります。たまたま小学校4年生のとき、私が記憶しているのは、まだ当時こうもりはありませんでしたので、夕方頃から大変強い雨が降りまして、唐傘を差せないよ

うな、力がなかったと思うのですが、もうバケツでよく表現しますが、水をばらまかれたような状態で、唐傘の骨が折れるぐらいの強い雨でした。そういうことによりまして栃堀の集落で、このぐらいの雨量だったら大したことないのかなということで2階のほうに8人が避難していたと。それが深夜になってきまして、そういう山崩れのためにうちが流されて行って8名の方が亡くなられたと。私の集落のところに小学校6年生の女の子が1名上がりまして、それでたまたま学校の先生がうちの集落に下宿しておりましたので、その担任の先生がうちの前の地蔵様の前へ連れて行って、その顔を洗ってくれたりなんかして、集落から浴衣をもらったりして着せてくれたのが今でも心に残っておりますが、今ハードの面において一生懸命堤防をしっかりとるか、改修があるのですが、ソフトの面で今そういう災害が起きた場合の避難の方法とか、そういうのも盛り込んであるのですが、センサーとかで、洪水、非常に水位が高くなった場合にそれを感知して、いち早く住民に知らせるといような方法とかは、大変金のかかる長期な計画ではないかと思いますが、うちのほうで十四、五年前に戸沢川という上川地区の東側のほうで山が崩れまして、それが決壊した場合に流域のほうに水が流れてくる、大量の水が流れた場合にはセンサーで感知して、下流の住民に知らせるとい方法を講じられたことがありましたが、もしできましたら、ハードの面を30年、それから70年という計画でしようが、そういうのを、ソフトの面での方策を講じていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

会長：事務局、どう対応されますでしょうか。

事務局：ハードでやるには、全部やるには非常に時間かかるので、やはりソフトで当面の対応といったものをしていかなければならないということは承知しておりまして、そういった中において、どういったソフトをやっていくのかということところで、まず一番は危険な場所を知って頂く、浸水の範囲を知って頂く、土砂崩れの範囲を知って頂く、そういったことが大切で、あと、ではどういう時に避難をするかということにつきましては、センサーという話もあるのですが、センサーを設置するときというのは、大体は実際に崩れそうな兆候があつて、そういった中において少しでも避難が実際に必要だというときに少しでも早く避難をしていただくために上流にセンサーをつけるものですから、まだ具体的な兆候がない段階ではなかなか何処もかしこもセンサーをつけることはできないので、先程説明をした雨量とか、いろいろな河川情報等もホームページ等で今できるだけ周知するようにしているのですが、そういった情報をできるだけ取り込んで、それをもとに、早い段階での避難をして頂くのが当面は大切なのかなと。ただ、どのタイミングで避難するのかは非常に難しく、県だけでは到底できる話ではないので、市町村等も含めて、具体の避難のタイミングにつきましては今後も検討を重ねて行って、よりいい避難のタイミングをこれから探していかなければいけないのかなと思っております。

会長：ありがとうございます。先程土砂が崩れて川の中に入るといお話が出たと思ったのですが、そうなりますと先程土砂と川は別ですといような話だった。土砂が川の中に入ってしまうと、これはもう川の問題になってしまいますので、その辺についての目配りもよろしくお願

したいと思っています。他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしますと、私の方でまとめさせていただきます。先程事務局からの説明では、第4回となる次回の協議会が最後になる予定ということでした。そして、9月に計6回開催する住民説明会では、河川整備計画原案を住民の方に示したいと思っておりまして、本協議会での承諾を得たいと考えているということです。これまでの協議会において、委員の皆様から議論して頂き、今回事務局から原案が示されています。まだ不十分な点については、第4回において河川整備計画（案）を作成するまでに修正するとしまして、現時点における原案について、本協議会で承認することをご異議ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長：ありがとうございます。それでは、特段異議はないようですので、本協議会において現時点での原案について承認することとします。今日のところはご意見が出尽くしたようですので、とりあえず本日の議事をここで終了したいと思います。では、事務局のほうにお返し致します。よろしく申し上げます。

5. 閉会

事務局：本日は、長時間にわたりありがとうございました。本日の議事内容につきましては、後日議事録を各委員にお送りしますので、確認をして頂きたいと思います。なお、本日の会議に関する報道関係の皆様からの取材につきましては、この後、会長からご対応頂きますので、よろしくお願い致します。以上をもちまして第3回阿賀野川圏域流域協議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。